

徳島県告示第五百四十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定に基づき、徳島県東部県税局長が、令和元年十月一日、次の者に係る軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

氏 名	住 所
山崎 哲	鳴門市北灘町栗田字山田七番地